

2. 基本的事項

(1) 性格

このビジョンは、以下の性格を有するものです。

- 本県において長期的、総合的かつ計画的なエネルギー政策を推進するための指針
- 県民や事業者、各種団体などが、新しいエネルギー社会づくりに向けて、自主的、積極的に取組を進めていくための指針
- 『滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プラン（平成 25 年 3 月策定）』の改訂版

また、『滋賀県基本構想（平成 27 年 3 月策定）』や『滋賀県産業振興ビジョン（平成 27 年 3 月策定）』、『滋賀県低炭素社会づくり推進計画（平成 24 年 3 月策定）』、『人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略（平成 27 年 10 月策定）』といった関連計画と整合を図るとともに、その他関連する県計画と連携して取組を進めるものとします。

(2) 構成等

『滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プラン』が平成 42 年度（2030 年度）を展望していること、また、国のエネルギー政策においても、「長期エネルギー需給見通し」において、平成 42 年度（2030 年度）のエネルギー需給構造の見通しが示されていることから、当面の目標年次を平成 42 年度（2030 年度）とするものの、それ以降の長期的な社会をも展望します。

また、今後の国のエネルギー政策の動向や社会経済情勢の変化にも適切に対応していく必要があります。

こうしたことから、このビジョンは以下で構成します。

- 平成 42 年度（2030 年度）を展望し、長期的な視点から基本理念や滋賀の目指す姿等を描く『長期ビジョン編』
- 「長期ビジョン編」を踏まえ、平成 32 年度（2020 年度）までの 5 年間に重点的に取り組むべき県の施策の展開方向等を掲げる『重点政策編』

(3) 計画期間

計画期間は、「重点政策編」の計画期間である平成 28 年度（2016 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの 5 年間（5 年後に見直し）とします。

なお、今後の国のエネルギー政策の動向、社会経済情勢の変化や技術開発の進展等を踏まえ、計画期間中であっても必要に応じて計画の見直しを行います。

(4)対象とするエネルギーの範囲

このビジョンでは、「原発に依存しない新しいエネルギー社会」を目指す観点から、エネルギーのうち、主として「電力」を対象としますが、電力需要の削減につながる「熱利用」についても対象とします。

なお、「再生可能エネルギー」の範囲としては、本県の地域特性などを踏まえ、主として図1に示すものを対象とします。

この他、自立分散型エネルギー社会の構築や再生可能エネルギーの普及に資する技術であり、その普及を図ることが不可欠であると考えられる「エネルギー高度利用技術」についても対象とします。

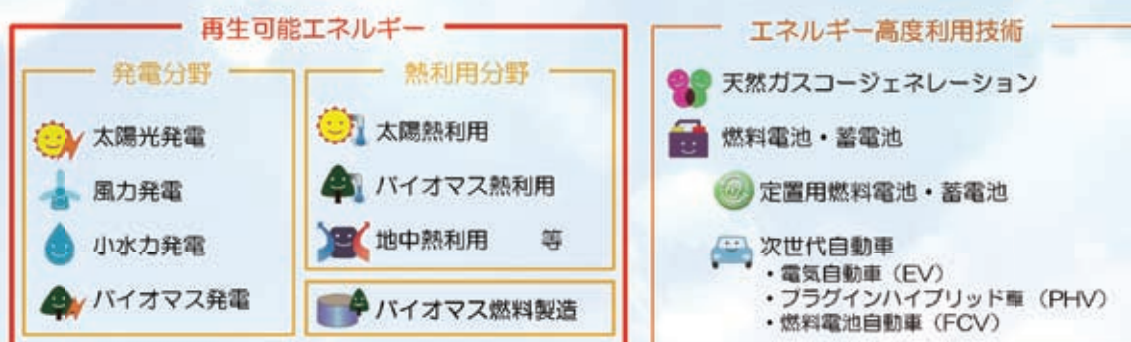


図1 ビジョンで対象とする再生可能エネルギー等